

介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

「重要事項説明書」

1. 事業概要

事業所名：生協かんだ診療所

法人名：ながおか医療生活協同組合

所在地：新潟県長岡市西新町2丁目3番22号

電話番号：0258-32-2887

事業実施地域：長岡市（川東圏域のうち下記地区・地域）

新町・神田・中島・富曾亀・城岡・寿・北園・宝

事業者番号：1510213067

2. サービス概要

- ① 提供するサービスの内容は、居宅療養管理指導です。

居宅療養管理指導とは、通院が困難な利用者の自宅を訪問し、病院・診療所の医師・歯科医師・薬剤師などが心身の状況や環境などを把握して、療養上の管理及び指導を行うことです。

- ② 業務の概要

(1) 利用者のお宅を訪問し、心身の状態を継続的に把握します。

(2) 継続的な医学的管理に基づく情報提供を、居宅介護支援事業者などへします。

(3) 継続的な医学的管理に基づくサービス利用上の留意事項や、介護方法などについて利用者・家族などへ指導・助言を行います。

3. 業務方針

- ① 利用者のお宅を訪問し、その心身の状況、おかれている環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理や指導を行うことにより、療養生活の質の向上を目指します。
- ② 私たちは、サービスの提供に際しては常に真摯な態度で臨み、利用者の相談や苦情について事業を実施する上での糧として真剣に受け止め、常に事業者としての資質の向上に努めます。

4. 従事者の職種、員数及び職務内容は次の通りです。

- ① 管理者：所長
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な指導等が行われるよう総括する。
- ② 医師：星野 智、片山 靖士、若山 隆、羽賀 正人、勝山 新弥、茂木 大輔、高綱 将史
- ③ 看護師：6名
- ④ 事務職員：若干名
- ⑤ 職務内容：訪問診療時の医師による療養管理指導及び居宅介護支援事業者等への情報提供

5. 利用者負担金

別紙参照

- ① 本書面に定めるサービス利用料について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- ② 契約者は前項の変更が同意することが出来ない場合には、本契約を解約することが出来ます。
- ③ 通常の事業の実施地域を超えてサービスを提供する場合にあっても、加算を算定せず交通費を徴収するものとする。

6. 営業日及び営業時間

別紙参照

訪問診療にかかる料金

<在宅>

医療保険： 1割負担 介護保険： 1割負担

【管理料金】 1月まとめた費用（医療保険費用）

月1回の訪問の場合

在宅時医学総合管理料1口（3）
月1回、単一建物診療患者が1人の場合 2,505 点

月2回以上の訪問の場合

在宅時医学総合管理料1口（2）
月2回以上、単一建物診療患者が1人の場合 4,085 点

月2回以上の訪問であって厚生労働大臣が定める状態の場合

在宅時医学総合管理料1口（1）
月2回以上、単一建物診療患者が1人の場合 4,985 点

在宅医療情報連携加算 100 点

包括的支援加算（詳細は受付までお問い合わせください。） 150 点

この中の内、ひとつ

【訪問料金】 訪問毎の費用

在宅患者訪問診療料（Ⅰ）1
同一建物居住者以外の場合（医療保険費用） 888 点 ×2回

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)イ 28 点 ×2回

感染対策向上加算、連携強化加算 9 点 ×1回

居宅療養管理指導料費Ⅱ-1（介護保険費用） 299 点 ×2回

車代（自由診療、税込） 220 円 ×2回

☆合計

（月2回訪問・包括的支援加算算定の場合）

7,218 円

（月2回訪問・特定の状態の場合）

7,968 円

※この他に訪問や検査等を行った場合、別途料金がかかります。

【営業日及び営業時間】

月曜日： 午前8時30分～午後5時30分

火～金曜日： 午前8時30分～午後5時00分

土曜日： 午前9時～12時

※国民の祝日、12月30日～1月3日は休診とする

※臨時休診は都度掲示する

※上記の営業日、営業時間以外の場合、電話等により常時連絡が可能な体制とし、緊急時等の往診は対応できる体制とする